

議案第36号

石岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月21日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するため。

石岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年石岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書，第1号及び第2号中「第19条第1項」を「第19条」に改め，同項第3号中「第19条第1項」を「第19条」に，「同項」を「同条」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項」を「第19条」に改め，同条第3項中「第19条第1項」を「第19条」に，「同項」を「同条」に改める。

第7条第2項，第8条並びに第13条第4項第3号ア及びイ中「第19条第1項」を「第19条」に改める。

第15条第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項」を「第19条」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項」を「第19条」に改め，同条第2項中「第19条第1項」を「第19条」に，「同項」を「同条」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項」を「第19条」に改め，同条第2項及び第3項中「第19条第1項」を「第19条」に，「同項」を「同条」に改める。

第37条第2項，第39条第2項及び第51条中「第19条第1項」を「第19条」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項」を「第19条」に改め，同条第2項中「第19条第1項」を「第19条」に，「同項」を「同条」に改め，同条第3項中「第19条第1項」を「第19条」に改める。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。